

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 駐車場(当該駐車場に附属する公衆便所、<u>場内道路その他の附帯施設</u>を含む。以下同じ。)の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 駐車場(当該駐車場に附属する公衆便所<u>及び場内道路</u>を含む。以下<u>この条、次条、第8条及び第13条</u>において同じ。)の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 略</p>
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の利用時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p>

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして知事の承認を得て指定管理者が定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

別表（第2条関係）

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいう。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上楨原駐車場」とは、大山楨原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいう。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

略

備考

1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

2 略

3 この表において「大山隠岐国立公園上楨原駐車場」とは、大山楨原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例第3条の知事の指定を受けて鳥取県立大山駐車場の管理を行っている指定管理者の当該管理の期間については、なお従前の例による。